令和7年度　浜田市石見神楽団体活動支援事業補助金募集要項

※令和7年度からの新制度です。

概要

音響設備、車両・倉庫修繕など、石見神楽団体の活動に必要な経費を対象とします。

補 助 率：85％、上限1,000千円

補助金交付：各団体の補助金上限1,000千円の範囲内で、Ｒ7年～Ｒ11年の5年間で補助金を分割して申請が可能です。

※複数年に分けて補助金を申請する場合は、年度ごとに申請が必要です。

※1つの申請の事業期間は単年度ですので、申請した年度の3月までには、事業を完了してください。

【補助金交付のパターン】

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| パターン | Ｒ7 | Ｒ8 | Ｒ9 | Ｒ10 | Ｒ11 | 5年総額 |
| ① | 20万 | 20万 | 20万 | 20万 | 20万 | 100万 |
| ② | - | - | 100万 | - | - | 100万 |
| ③ | 20万 | 20万 | 10万 | 50万 | - | 100万 |
| ④ | 50万 | - | - | - | 50万 | 100万 |

１．目的

浜田市が誇る伝統芸能「石見神楽」を市内において保存し、及び継承する団体（以下「神楽団体」という。）に対し、その活動に要する費用の一部を補助することにより、当該神楽団体の活性化を図り、もって石見神楽の振興とともに観光振興に資することを目的とする。

２．募集期間

　令和7年4月1日（火）から令和7年5月7日（水）17：15　必着

３．募集対象者

本補助金の募集対象者は次の各号のいずれかに該当する団体とします。

（1）一般社団法人浜田市観光協会の会員団体

（2）以下の石見神楽にかかる連絡協議会等に所属している団体

　　　・浜田石見神楽社中連絡協議会

　　　・金城町石見神楽社中連絡協議会

　　　・旭町石見神楽保存会

　　　・弥栄町石見神楽社中連絡協議会

　　　・三隅町石見神楽社中協議会

４．補助対象経費

　(１)　補助の対象となる経費（例）

①石見神楽用具等の取得、修繕に要する経費

　　　対象例：衣裳、面、蛇頭、蛇胴、楽器、花火、天蓋、採もの等

②機器の取得、修繕又は借り受けに要する経費

対象例：音響、照明、スモークマシーン、ビデオカメラ等

③施設の取得、修繕又は借り受けに要する経費

取得の場合は、当該神楽団体が所有又は当該神楽団体に所属する者が所有する物件を対象とします。修繕の場合は、借り受け物件であっても対象とします。

④車両の取得、修繕、又は借り受けに要する経費

取得の場合は、当該神楽団体が所有又は当該神楽団体に所属する者が所有する車両を対象とします。修繕の場合は、借り受け車両であっても対象とします。

⑤自主公演等の開催に必要な経費

⑥後継者育成を目的とする活動に必要な経費

⑦情報発信に必要な経費

対象例：チラシ、ポスター、パンフレット、動画、ＷＥＢサイトの作成等

（２）補助対象とならない経費（例）

①政治目的の活動

②寄附金、会費、協賛金、募金、玉串料、初穂料、お布施、慶弔費等

③自団体員の人件費、報償費

④お酒、食糧費

⑤自動車税、重量税、不動産取得税等の公租公課費（※消費税は対象）

⑥その他、神楽団体の活動に直接関係ないもの

５．補助金の額

（１）補助率

補助対象経費の100分の85以内の額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とします。

（２）補助上限

各団体の補助金上限100万円の範囲内で、Ｒ7年～Ｒ11年の5年間で補助金を分割して申請が可能です。

※複数年に分けて補助金を申請する場合は、年度ごとに申請が必要です。

※補助金の事業期間は単年度ですので、申請年度の3月には、事業完了をしてください。

【補助金交付のパターン】

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| パターン | Ｒ7 | Ｒ8 | Ｒ9 | Ｒ10 | Ｒ11 | 5年総額 |
| ① | 20万 | 20万 | 20万 | 20万 | 20万 | 100万 |
| ② | - | - | 100万 | - | - | 100万 |
| ③ | 20万 | 20万 | 10万 | 50万 | - | 100万 |
| ④ | 50万 | - | - | - | 50万 | 100万 |

６．申請書の提出について

　補助金交付申請書に必要事項を記入し、以下の書類を添えて、観光交流課窓口、又は郵送にて提出してください。令和7年5月7日（水）17：15　必着

　申請書等の書類は、市ホームページよりダウンロードできます。

　なお、提出した申請書類等については返却できませんのでご了承ください。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 提出が必要な書類 |
| １ | 浜田市石見神楽団体活動支援事業補助金交付申請書 |
| ２ | 事業概要書（活動に必要な経費であることを明記してください） |
| ３ | 収支予算書 |
| ４ | 見積書の写し |
| ５ | 団体の規約 |
| ６ | 現況の写真（現在使用されている用具、機器、車両、施設等の修繕、更新の場合） |

７．選定（採択）

申請書類により選定しますので、活動に必要な経費であることを分かりやすく記載してください。なお、補助金額は予算の範囲内で決定します。

８．申請書提出から補助対象者決定までの流れ

　令和7年4月1日～　　申請受付（観光交流課窓口または郵送）

5月7日 　 申請受付終了

5月下旬 　選定結果通知（交付決定または不決定通知を郵送）

　　　　　　　※選定結果通知日以降から事業開始となります

９．留意事項

　当補助金への申請に際しては、以下の項目についてあらかじめ同意のうえお申込みください。

　（１）申請者は、本募集要項の内容について了解し、同意したものとします。

　（２）交付決定され、実績報告がなされた事業については、原則として、団体名、事業の概要などが外部に公表されます（市ホームページ等）

　（３）申請書類一式は、浜田市情報公開条例に基づく開示請求の対象資料となります。

（４）事業実施にあたっては、市内事業者に発注するよう努めてください。

１０．お問い合わせ先

　浜田市産業経済部観光交流課石見神楽係

　住所：〒697-8501　浜田市殿町1番地

　電話：0855-25-9531（直通）　E-mail：kankou@city.hamada.lg.jp